

公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、  
建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次の  
とおり行った。

平成25年10月 4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 1 申請者の氏名（名称） | 小幡 いつ子                          |
| 2 申請者の住所     | 多賀城市高崎3丁目19-19                  |
| 3 取り消した道路の位置 | 多賀城市八幡一丁目120番10の一部、<br>120番2の一部 |
| 4 取り消した道路の形状 |                                 |
| (1) 幅員       | 4.30m                           |
| (2) 長さ       | 8.00m                           |
| 5 指定年月日      | 昭和55年8月11日                      |
| 6 指定番号       | 第189号                           |